

第 II 部

ネットワークおよびソフトウェア
技術者・研究者連盟

第2部 ネットワークおよびソフトウェア技術者・研究者連盟

本ドキュメントは、LENS-WGの2010年活動報告である。

第1章 LENS-WG 2010年の活動

LENS-WGは、2007年3月、WIDE合宿にてWinny弁護団の壇俊光弁護士が講演を行ったことを契機に、ネットワーク/ソフトウェア技術者および研究者の自由を保護する活動を行うことを目的として、2007年3月22日から活動を開始したワーキンググループである。

設立初年度より、我々の活動は、技術者および研究者の自由の保護の枠を超え、広くインターネットにおける自由の保護を対象としてきた。2010年は、主に以下の項目についてメーリングリストや研究会の場を用いた議論を続けた。

- ICT関連事件の判例
 - URL事件
 - webページへの記載内容で名誉毀損
- 政策
 - フェアユース、著作権法改正
 - 行動ターゲティング広告の扱い
 - こどもと携帯電話
 - 中国、人権、Google
 - Creative Commons、知的財産権およびプライバシー
- その他
 - IOTと社会、商品トレーサビリティ

特に、URL事件に関しては、昨年、合意した通り、アマカス・キュリエ的な活動の一環として、最高裁への意見書の提出を行った。

第2章 URL事件に対する意見書提出

2.1 概要

通称「URL事件」は、児童ポルノにアクセスするための正しいURLを推測可能な文字列をweb上に載せたことが、児童ポルノを公然と陳列したことで等価と判断される高裁判決が下された事件である。

LENS WGでは、この判決に対して、WIDEプロジェクトにおけるアマカス・キュリエ意見書の提出とその体制の確立に向けた試行を兼ね、意見書の起草を行い、WIDEプロジェクトとしての提出を行った。

なお、アマカス・キュリエ(amicus curiae)とは、個別事件の法律問題について、裁判所に情報または意見を提出する第三者のことである。

2.2 意見書の内容に関する議論

意見書の起草にあたっては次のような議論が交わされた。

- (1) URLを載せたからといって、URLで指し示された先の画像等を自動的にdownloadするには、普通のブラウザは動作しない(そうしたprefetchが流行るのではないかという懸念がないわけではないが、それは別問題)。従って、クリックさせるような恣意的な表現が前後にあって、そのページを見た人が思わずクリックしてしまうような状況を作り出しているか、あるいは単なるURLかには、大きな差がある。
- (2) 技術者であり司法の素人としての解釈では、法律は同一の結果をもたらしたとしてもその過程を気にする。つまり、死んでしまった場合、殺そうと思ったか、あるいはそのつもりはなくても結果的に死んでしまったかは、明確に区別していると見受けられる。結果として児童ポルノ画像が晒されたという点は同じだとしても、画像そのものを掲載する行為と画像への参照を掲載する行為は、別物と判断すべきだろう。ただ

し、誘導があることが明らかな場合には話は変わってくるかも知れない。

- (3) 上記から、技術問題を語るのはあまり正しくなく、行為とその結果生じた事象とを区別するべきだ、という主張をするべきではないか。
- (4) また、例えば A 氏が B 氏の web ページの URL をどこかに記載したとする。もし B 氏が違法な画像を自己のページにアップロードすると、B 氏が正犯になるのはともかく、A 氏もこの判決の考え方によれば、正犯になってしまう。つまり、URL を掲載した時点で URL にその手の画像が含まれなかったことを証明しない限り（それは実質、不可能では）お縄になる、ということになる。この論理をさらに進めると、Google は正犯になり、結局日本から撤退する、ということになりかねない。

こうした技術者としての視点からの議論に対しては、法律の専門家からは以下のように意見が述べられた。

- (1) 技術に関係なく、見た結果が重要であり、見え方が同じであれば同視できるという考えを裁判所がしているので、これを叩いた方が良い。
- (2) 裁判所は、この事例と検索エンジンの類とは違うということをも不明瞭な理由で述べている。

また、文面上の議論として以下があった。

- (1) 「要件が不明確な理由で、URL を掲載する行為が、そのデータそれ自体を公開したとして犯罪に問われる」は「要件が明確にされず、単に URL を掲載する行為が、その URL が指し示すデータそれ自体を公開することと同視され、その理由のみで犯罪に問われる」としても、主張は変わらないか。

これに対しては、法律の専門家から以下のように意見が述べられた。

- (1) それでは意味が微妙に変わる。同視できるかという、不明瞭な基準を使っているのでは、要件自体は明らかだが、要件を見てもどのような場合に同視されるか分からないことが問題になる。
- (2) また、その理由のみ、などと書くと、「他にも理由がある」といった反論が行われる傾向にある。

2.3 意見書の提出手順に関する議論

WIDE プロジェクトは昨年、Winny 事件の高裁判決に対する声明文を発表したが、その際に以下のこ

とが問題となった。

- (1) ボード内での検討に時間がかかり発表が遅くなった。
- (2) 発表後に、そういう発表をするなら事前に知らせたいと WIDE メンバから言われた。

そのため、しっかりとした組織的な仕組みを作っておく必要があり、この意見書の起草・提出は、ボードを主体としたその仕組みづくりと同時進行で検討された。

意見書を初めとする公に向けた文書の提出手順の検討にあたっては、ワーキンググループが自律的に動けるようにするのが最優先事項とされた。ただし、WIDE プロジェクト名義で公表するからには、責任の所在を明らかにする必要があり、ボードによる最終判断が必要である、との結論になった。

2.4 結論

2010 年 3 月 3 日、最高裁に意見書を提出した。その全文は付録として記した。

この判決の後、5 月 10 日に、札幌地方裁判所は、海外のストレージサイトにアップロードした音楽ファイルへのリンク設定により、自身が権利を有しない楽曲の配信を行っていた男性に有罪判決を下した。

当該男性の行為は適法とは言えないかも知れないが、アップロードではなくリンクを張ることが有罪の理由とされるのであれば、上述の議論の通り、社会的に問題が発生し得る。この一連の事件に関しては今後も LENS WG として注目・発言し、社会における適切な意見形成に向けて寄与していきたい。

現時点では未だ過渡的なものだが、公に WIDE プロジェクトとしての意見を発表する場合の手順は以下の通りとなった。

- (1) ワーキンググループでの議論
- (2) ボードでの承認
- (3) WIDE プロジェクト内での共有と公開

WIDE メンバに対する周知は重要であるが、自分が意見を持つ内容に対して議論が行われ得るワーキンググループには予め所属しておくことが望ましいことから、上の手順とした。今後の運用を通して完成させていきたい。

WIDE プロジェクトは、分散計算技術への貢献を通じ、社会にイノベーションをもたらす組織であるが、環境に変化をもたらすことこそがイノベーションであると考えれば、司法を介して法解釈に影響を

与えることも、WIDEが起こすイノベーションの一環として重要である。今後もアマカス・キュリエ意見書の起草・提出に積極的に取り組んでいきたい。

付録. 意見書全文

事件名：

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律違反被告事件

最高裁判所 御中

私たち、WIDEプロジェクトは、頭書事件（控訴審：大阪高等裁判所 平成21年（う）第241号 第1審：大阪地方裁判所 平成19年（わ）第2340号）について、その判断がインターネット社会における健全な発展を阻害するものであり、最高裁判所において是正されることを望みます。

1

この事件は、インターネット上でURL類似の文字列を掲載したことが、児童ポルノの公然陳列罪の正犯とされたものであります。

WIDEプロジェクトは、決して児童ポルノの流通を許容するものではなく、青少年の保護は必要であると考えています。

2

しかしなお、裁判所の判断の理由は是認できません。

裁判所は、公然陳列に含まれるか否かの基準につき、(1) 新たな法益侵害の危険性、(2) 行為態様の類似性から、自らウェブページに児童ポルノを掲載したのと同視することが出来る場合には正犯とするとしています。

しかし、URLは、そのデータの所在地を示す情報に過ぎず、データの内容である児童ポルノとは明確に区分されます。同様に、URLを掲載する行為と、データをアップロードする行為は、全く異なるものであり、同視することは許されません。

3

また、この基準では、どのような場合に同視できるかが明らかではありません。

不明確な理由で、URLを掲載する行為が、URLで指し示したデータそれ自体を公開したとして犯罪に

問われる社会では、インターネット上でサービスを提供する者はいかなる場合に犯罪になるかの予想ができなくなるため、サービスの提供を萎縮せざるを得ません。

しかも、本件のような理由で広く犯罪の成立が認められるとすれば、例えば著作権法の場合、他人のウェブサイトのURLを告知する行為が著作権侵害になりかねません。しかしながら、そのような事が認められれば、インターネットは成り立ちません。

4

そして、裁判所は「しかし、重要なのは、(一定の場合に) インターネットを通じてだれもが簡単に児童ポルノを閲覧できてしまうなどという現象面なのであって、そこにどのような技術的仕組みが用いられているかではない。」としていますが、素人目に似た現象であっても、実際にその根底が大きく異なっている場合があります。技術的な仕組みを無視して表層的な現象で判断することは非常に問題であります。

最高裁に於かれましては、情報処理の価値を十分踏まえた判断を希望します。

以上

第3章 まとめ

現在、インターネットにおける自由は、わが国においても危機的な状況にある。自由を守ることは創造性の発揮のための条件であり、また、司法に直接、働きかけて環境の変化を起こすことは、我々の研究活動が起こしていく技術革新とともに、それ自体がWIDEが社会において引き起こすイノベーションの一環である。

今後も、WIDEプロジェクトにおける重要な活動のひとつとして、技術者、研究者、そしてそれらに留まらず、インターネットに係わるすべての人々が、当然の権利としての自由を行使できる世界を実現すべく活動を進めたい。